

論文

EUの経済ガバナンスの再構築と欧州統合の行方

田中友義

はじめに

欧州連合（EU）（特に、ユーロ圏¹）加盟国の財政・経済政策の協調をめざす経済ガバナンスの再構築を巡って独仏間で対立があったが、現下の財政危機・金融危機・ユーロ危機の切迫から、EU加盟国間で合意が成立して経済ガバナンスの強化が図られることになった。確かに、最近のEUの対応ぶりをみると、経済ガバナンスの不備が基本的な原因であることは明白である。いまや、EUの経済ガバナンスを再構築し、EU統合の深化に向けてEUが一体となって取り組むことが強く求められている。

本稿は、EUの経済ガバナンスの不備が奈辺にあるのかを特に財政分野に焦点を当てて検討した後、EUが経済ガバナンスの再構築に向けての主要課題をどのように解決しようとしているのかについて考察することを目的としている。

第I章では経済ガバナンスについての独仏間の意見の対立とその背景を明らかにした後、財政政策の相互監視・調整と財政・経済政策の協調を目指すヨーロッパ・セメスター制（European Semester）の手順について解説を試みる。

第II章では、財政規律を強化するための新たな枠組みと違反国への自動制裁制に関する包括法について考察する。

第III章では財政危機・金融危機の根本的な原因と考えられるマクロ経済不均衡に対する制裁強化について言及した後、欧州委員会が行った不均衡調査結果を検討する。

第IV章では、財政同盟を目指す財政条約の合意と批准の動向を明らかにした

1 EU（27カ国）とユーロ圏（17カ国）を区別しなければならない場合を除いて、EUと記述する。

後、財政条約が抱える問題点について考察する。

第V章では、ユーロ圏にとって、まさに喫緊の財政・金融危機対策について成長・雇用戦略と金融支援の2つの分野に焦点を当ててその問題点を分析する。

最後に、EU統合の深化を目指す中・長期の課題を4つの分野で取り上げて考察しているが、これらの課題の具体的な展開の工程表は2012年10月から12月の時期に、より明確化するであろう。したがって、ここでは、想定される主要な検討課題について論じるにとどめた。

第I章 経済ガバナンスと財政政策の相互監視・調整

第1節 経済ガバナンスを巡る独仏の対立

2010年10月末の欧州理事会（EU首脳会議）は、ギリシャ財政危機の再発防止策とユーロ安定化について包括的に議論した結果、「経済ガバナンス」の仕組みについて合意した。この仕組みは、ヘルマン・ファンロンパイ欧州理事会常任議長（所謂EU大統領と称している）を座長とする作業部会（タスクフォース）²がまとめた「経済ガバナンスに関する作業部会の報告書」³をベースにしたものである。

経済ガバナンス（フランスは「経済政府」と呼んでいる）の目的は、すべてのEU加盟国の財政・経済政策の協調を促進し、政治的にも協調を深化させて、現下の危機に充分に対応できていない、不備のあるEU体制を抜本的に強化する狙いがある。

危機再発防止策の最大の焦点は、放漫財政し続ける「安定・成長協定」（以下では財政協定と称する）（Stability and Growth Pact；SGP）違反国への制裁強化である。また、域内の競争力の不均衡是正策として、経常収支などの指標から過剰不均衡国を特定し、十分な対策を講じなかった加盟国には制裁金を科すことになっている。

フランスのニコラ・サルコジ大統領（当時）は、EUの金融政策が欧州中央銀行（European Central Bank；ECB）によって一元的に管理運営されているのに対して、各国の権限に委ねられているユーロ圏諸国の財政政策に関するユー

2 当該タスクフォースは、EU加盟各国の財務相から構成されている。

3 EU Council Secretariat (2010)

ロ圏首脳会議（現在17カ国）を定期的に開催して各国財政への関与を強め、ユーロ圏の財政・経済政策の協調を抜本的に強化する「経済政府」の創設を提唱した。

これに対して、財政主権を強く主張するドイツのアンゲラ・メルケル首相は、サルコジ提案に反対する立場をとり、ECBの独立性を尊重し、かつ制裁措置を有効に活用しながら財政規律を強化することを重視する。しかも経済ガバナンスの対象を全EU加盟国（現在27カ国）に拡げるべきであると主張した。メルケル首相の狙いは、対象国の数を増やしてEUによる加盟国の経済政策への介入の度合いを稀釈化しようというものである⁴。

そもそも、経済政府構想は1996年から1997年にかけて欧州理事会（EU首脳会議）やEU理事会（EU閣僚会議）における財政協定の議論の場でフランス側からしばしば提案されていたものであったが、フランスの狙いが財政・経済政策面でECBに対する「対極」の役割を担わせることとなっていたために、ドイツ側は当初からこの構想に懐疑的な立場をとっていた。最終的には非公式な「ユーロ・グループ」の会合を定期的に開くということで妥協が成立した経緯がある⁵。

その後もドイツとフランスの対立の溝は埋まらず、ユーロ圏首脳会議の定例化は見送られてきたが、2011年10月末、欧州債務危機克服に向けたEU包括戦略に合意したユーロ首脳会議において、ユーロ圏は各国財政の点検のため少なくとも年2回の首脳会議を定例化することなど、ユーロ圏の経済ガバナンス強化策が合意された⁶。現下の財政・金融・ユーロ危機の切迫がフランスの構想を一步前へ進めたとみることができる。

第2節 ヨーロピアン・セメスター制の導入と展開

現下のギリシャ財政危機の勃発を契機とするEUの財政・金融・ユーロ危機の連鎖への対応、そのためのEUレベルでの経済ガバナンスの強化や加盟各国間の調整のために、財政協定（SGP）や「欧州2020」戦略に沿う形での財政

4 白井（2010）316～318頁。

5 H・ティートマイヤー（2007）284～289頁。

6 European Council（26/10/2011）

7 欧州2020戦略については、田中（2011）。

政策の相互監視と調整の枠組みである「ヨーロッパ・セメスター制」が2011年1月から導入され、現在2年目のステージに入っている。

そこで、以下ではヨーロッパ・セメスター制による政策協調の流れを、表1のような手順を追って簡単に述べてみる。ヨーロッパ・セメスター制は毎年1月に始まり、約6ヵ月間を1サイクルとしている。

(1) 年次成長概観 (Annual Growth Survey ; AGS) の提示

(時期：前年11月～12月)

欧州委員会 (EU行政機関) は毎年1月、EUとユーロ圏経済の課題の検討を行い、次年度に向けての方向付けと主要な取り組み方法を提示する。2011年の初年度のAGSでは、「危機に対するEUの総合的対応策の促進」と題した指針の中で、①成長に向けたマクロ経済の前提条件、②労働市場の動員と雇用機会の創出、③フロントローディング (前倒し) の成長拡大措置、という3つの主要分野に分けて10項目の行動計画が明らかにされている。

また、2012年の第2年度のAGSは、2011年11月に公表され、前年の3つの主要分野における優先行動の進捗状況を踏まえて、①加盟各国の事情に応じた成長志向型財政再建の追求、②経済への資金貸し出しの正常な状態の回復、③現在と将来のための成長と競争力の促進・強化、④失業率と危機の社会的影響への取り組み、⑤公共行政の近代化、という5つの優先課題が挙げられている。

(2) 政策ガイダンスの提示

(時期：当該年3月)

欧州理事会は毎年3月の年次経済社会首脳会議において、EU理事会と欧州議会での検討・方向付けの結果を踏まえて、EUとユーロ圏経済の主要課題と重点項目を明確化し、戦略的な政策ガイダンスを提示する。

(3) 安定・収斂プログラムと国別改革プログラムの提出

(時期：当該年4月～5月)

EU加盟国は毎年4月から5月にかけて、欧州理事会が提示した政策ガイダンスを踏まえて、少なくとも将来3年間の中期的な予算戦略を示した「安定・収斂プログラム」(Stability or Convergence Programmes ; SCPs)⁸とEUの成

8 ユーロ圏は「安定プログラム」、非ユーロ圏は「収斂プログラム」を提出することになっている。

EUの経済ガバナンスの再構築と欧州統合の行方

長戦略「欧州2020」に掲げられた5つの主要目標（雇用，研究・開発，気候変動・エネルギー政策，社会的包摂，貧困対策）の分野の実行計画である「国別改革プログラム」（National Reform Programmes；NRPs）を策定して欧州委員会に提出する。

(4) 各国向けガイダンスの採択・承認

（時期：当該年5月～7月）

欧州委員会は毎年5月から6月にかけて，加盟各国から提出されたSCPsとNRPsを評価し，各国向けガイダンス（国別勧告案）をEU理事会に提示する。EU理事会で必要な修正が行われた後，6月の欧州理事会において承認される。その後EU理事会が国別ガイダンスを採択する。

(5) 各国の予算案の策定と審議

（時期：当該年7月以降）

毎年7月以降，欧州理事会の政策ガイダンスに基づいて加盟各国は次年度の予算案を策定し，各国議会に提出して予算案採択のための審議などの手続きを行う。

表1 ヨーロピアン・セメスター制による政策協調の手順

	欧州議会	欧州委員会	EU理事会	欧州理事会	EU加盟国
1月		●年次成長概観・採択			
2月	●討議・方向付け		●討議・方向付け		
3月				(年次経済・社会首脳会議) ●政策ガイダンスの提示	●安定・収斂プログラム(SCPs)提出 ●国別改革プログラム(NRPs) 安定採択
4月		●安定・収斂プログラムの評価			
5月		●各国向けガイダンスの提示	●各国向けガイダンスの採択	●各国向けガイダンスの承認	
6月					
7月					●次年度予算案の策定・議会での審議

（出所） 欧州委員会資料などから筆者が作成したもの。

以上のように、財政の事前審査制が導入された結果、従来はSCPsの提出時期は予算案の各国議会提出後の10月中旬から12月1日までとされていたが、これを前倒して4月提出とし、予算編成前の事前審査を行うことと、国別改革プログラムの提出時期と一致させて、一体的な監視を行おうという狙いがある。

第Ⅱ章 財政規律の強化の新たな枠組み

第1節 違反国への制裁強化

ユーロ圏諸国は、財政協定によって単一通貨ユーロ導入について財政健全化を義務付けて規定された財政赤字の対国内総生産（GDP）比3.0%以内の条件を順守することが義務付けられている。もっとも、2003年～2004年の独仏に対する過剰財政赤字是正勧告をめぐる欧州委員会とEU理事会の対立や⁹、2005年の独仏の主導による財政協定の改革（財政規律の緩和）によって、これまで協定違反国に対して一度も制裁措置が発動されたこともなく、「ザル法」と呼ばれ、ギリシャの放漫財政を許す一因とされてきた。これは、財政協定に基づく財政の相互監視のルールが十分に機能しなかったことを意味するものである。

しかしながら、ギリシャから始まった財政危機の発生は、そうしたぬるま湯的な様相を一変させることになった。その結果、2010年10月の欧州理事会はEU（特にユーロ圏）の経済ガバナンスの強化を目的とする財政協定の違反国への制裁を強化する新たな枠組みについて最終的に合意した。

新たな枠組みの主要な合意点は、①「ヨーロッパ・セメスター制」による財政の事前審査制の導入、②これまでの「過剰財政赤字是正手続き」に加えて「政府累積債務是正」の重視、③制裁の強化による予防と是正機能の強化の3点である。

②、③のユーロ導入国の財政協定違反に対する制裁強化措置については表2の通りである。欧州委員会が「制裁が必要である」と勧告した場合、EU理事会が多数決で制裁勧告を否決しない限り、ほぼ自動的に制裁発動が決定される

9 EU理事会は2003年11月、欧州委員会による独仏に対する過剰財政赤字是正の勧告に対して、是正手続きを停止することを決定した。欧州委員会はこの決定を不服として、EU司法裁判所に提訴、EU内部に大きな亀裂を生み、財政協定の形骸化を助長する結果となった。

EUの経済ガバナンスの再構築と欧州統合の行方

「逆多数決」ルールを導入する。制裁金は過剰な財政赤字や不均衡のない健全国に分配される優遇策として講じるなど、「アメ」と「ムチ」の硬軟両様で各国の財政規律の回復を図る。

また、第Ⅲ章第1節で取り上げているように、今後は経常収支の赤字幅が大きく、競争力が低下しているマクロ経済バランス不均衡国に対しては、労働生産性、労働費用、雇用など、いくつかの指標を用いて判断されたうえで「過剰不均衡是正手続き」が適用される。そして、一定期間内に効果的な対策をとって、過度の不均衡を是正しない限りGDPの0.1%相当の制裁金が科される¹⁰。この制裁金は財政危機に陥った国への金融支援の財源の一部として使われる。

以上のような経済ガバナンス強化法案は、その後欧州議会、EU理事会での討議を経て2011年11月のEU理事会において6本の包括法（シックス・パック）という形で採択され、2012年1月からヨーロッパ・セメスター制の政策協調と監視強化の中で実施されることとなった¹¹。

表2 財政規律強化の新たな枠組み

予防手続き	<ul style="list-style-type: none"> ① 財政赤字の対GDP比が3%未満あるいはその近傍であっても、政府債務残高の対GDP比が60%超で、十分なペースで縮小していない場合（注）、「過剰な財政赤字国」とみなして、欧州委員会が早期に警告を発出する。 ② 警告の時点でGDPの0.2%相当を有利子で預託することを義務付ける。 ③ EU理事会が「逆多数決」で予防勧告を決定する。
是正手続き	<ul style="list-style-type: none"> ① 加盟国が「過剰財政赤字国」と認定された時点で、GDPの0.2%相当の有利子預託金が無利子預託金に転換する。 ② 過剰財政赤字国に対して、「逆多数決」で是正勧告を決定する。 ③ 一定期間内に充分な対応をとらない場合、制裁を「逆多数決」で決定する。 ④ 預託金を制裁金として没収する。

（注） 政府債務の対GDP比と基準値60%の乖離幅が過去3年間に年率20分の1のペースで減っていない場合をいう。

（出所） Council of the European Union (16446/11Press413) などから筆者が作成したもの。

10 財政規律の強化策としての予防・是正手続きおよび経常収支の大幅赤字などのマクロ経済バランス不均衡の是正手続きについてはEuropean Commission (IP/10/1199)。

11 Council of the European Union (16446/11/Press413)

第2節 財政規律強化の包括法（シックス・バック）

欧州債務危機の解決に向けて、EUが3段階で財政規律を強化することになった。その第1弾として、過剰な財政赤字を是正しないユーロ圏加盟国を自動的に制裁できる新たな財政協定（SGP）が2011年12月に施行された。

第2弾が、欧州委員会が2011年11月に提案したユーロ圏加盟国の予算手続きの協調と監視の強化である¹²。欧州議会とEU理事会による審議をへて実施されることになった。以上は第4章第2節で詳しく論じる。

第3弾として2011年11月末の欧州理事会で英国、チェコを除くEU25カ国で合意、2012年3月に締結された「財政条約」の施行である。新条約の内容は、第1弾の「自動制裁」、第2弾の「予算介入」などを明記し、条約参加国に財政赤字ゼロ（均衡予算）の実行を義務付けるものである。財政規律強化の内容を条約に格上げして、拘束力を強める狙いがあった。財政条約については、第4章第3節で詳しくみていくことにする。

2011年12月に施行された財政協定は、財政規律強化のための「シックス・バック」（Six Pack）と呼ばれる包括規定であり、5つの規則（Regulation）と1つの指令（Directive）で構成されている¹³。

まず、財政赤字の対GDP比3%基準を達成できず、過剰財政赤字手続き（excessive deficit procedure；EDP）に入っているユーロ圏加盟国は、EU理事会による過剰赤字是正のための勧告に従わなければならない。もし、当該加盟国が自国の責務を果たさなければ、欧州委員会が「制裁が必要である」と勧告した場合、EU理事会が多数決で制裁勧告を否決しない限り、ほぼ自動的に制裁発動が決定されることになったことにより、より抑制的で確実な効果が期待できる。これが「逆多数決手続き」と呼ばれるルールである。

12 European Commission (IP/11/1381)

13 European Commission (MEMO/11/898)。これら5つの規則は、ユーロ圏の予算監視の強化 (No. 1173/2011)、ユーロ圏の過度のマクロ経済不均衡の是正 (No. 1174/2011)、予算の監視・経済政策の監視・協調の強化 (No. 1175/2011)、マクロ経済不均衡の予防・是正 (No. 1176/2011)、過剰財政赤字手続き実施の促進・明確化 (No. 1177/2011)、1つの指令は、予算枠組のための要件 (2011/85/EU) である。なお、規則はEU法であり、加盟国法に優先して直接的に加盟国に適用される。指令は拘束性を持つが加盟国法で対応できる。

さらに、これまで具体的な数値のベンチマークがないために、ほとんど無視されてきた政府累積債務の是正について、新たな規定が加わったことによって、政府累積債務の対GDP比60%基準ルールが発動しやすくなったことである。

すなわち、財政赤字の対GDP比が3%未満あるいはその近傍であっても、政府累積債務の対GDP比が60%超で、「基準値の60%との乖離幅が過去3年間に平均で年率20分の1のペースで減っていない場合」、過剰赤字手続きが適用されるという規定である。

欧州委員会は包括法を1999年の経済通貨同盟（Economic and Monetary Union；EMU）発足以来EUとユーロ圏における最も包括的な経済ガバナンスの強化に相当すると評価しているが、その効果については中長期的な視点でみていかなければならない。

第3節 過剰赤字に対する自動制裁

以下では過剰財政赤字に対する自動制裁の各ケースを表2-2にしたがって説明する。制裁内容が順を追って厳しくなる仕組みになっている。

ユーロ圏加盟国の財政赤字の対GDP比が3%超の場合、あるいは3%未満あるいはその近傍であっても、政府累積債務の対GDP比が60%超で、前述のようなペースで縮小していない場合、欧州委員会が早期に当該加盟国に警告を発出し、EU理事会が欧州委員会の勧告に基づいて必要な是正措置をとるよう当該加盟国に勧告する（EU運営条約121条4項）。

自動制裁の第1のケースは、EU理事会の勧告にもかかわらず、当該加盟国がこの勧告に応じた行動を履行しない場合、「逆多数決ルール」でGDPの0.2%相当を有利子で預託することを義務付ける。

第2のケースは、EU理事会は欧州委員会の提案に基づいて、当該加盟国を「過剰赤字国」と認定した時点で、「逆多数決ルール」でGDPの0.2%相当の有利子預託金を無利子預託金に転換する（同126条6条）。EU理事会は過剰赤字国に対して、「逆多数決ルール」では是正勧告を決定する。

第3のケースは、過剰赤字が存在すると認定された場合（同126条7項）、当該加盟国が一定期間内（是正措置の実施後3年以内）に是正勧告に応じた効果的な行動をとらない場合、EU理事会はその勧告を公表し（同126条8項）、預託金を「逆多数決ルール」で制裁金として没収する。

表2-2 過剰財政赤字に対する自動制裁のケース

制裁のトリガー	制 裁	採 択
EU運営条約121条4項による理事会勧告に応じた行動の不履行を立証する理事会決定。	有利子預託金 (GDPの0.2%ルール)	逆多数決
加盟国がすでに有利子預託金を取めている場合 (例: 予防手続き規定に違反している), あるいは規則のとりわけ重大な違反の場合, 同126条6項に基づく理事会決定 (例: 過剰赤字が存在すること)。	無利子預託金 (GDPの0.2%ルール)	逆多数決
同126条8項に基づく理事会決定 (例: 126条7項に従い, 過剰赤字を是正する勧告に応じた効果的な行動をとらないこと)。	制裁金 (GDPの0.2%のルール)	逆多数決
同126条11項に基づく理事会決定 (例: 126条9条に従い, 過剰赤字を是正する警告に応じた効果的な行動をとらないこと)。	制裁金GDPの0.2%と可変的構成部分	特定多数決

(出所) European Commission (MEMO/11/898) から筆者が作成したもの。

第4のケースは、当該加盟国が過剰赤字を是正する警告に応じた効果的な行動をとらない場合 (同126条9項)、EU理事会はGDPの0.2%相当の制裁金のほかに追加的な制裁措置を「多数決ルール」で決定する (同126条11項)。

第4節 ハンガリーを過剰赤字国と認定

新たな財政協定に移行した2011年12月時点で、いわゆる「過剰赤字手続き」(EDP)の対象加盟国は表2-3のように、EU27カ国のうち、フィンランド、スウェーデン、ルクセンブルク、エストニアの4カ国を除く23カ国に及んだ。これらの加盟国は、EUの財政規律の基準値である財政赤字が対GDP比3%以下、政府累積債務が対GDP比60%以下 (あるいは基準値60%に向けて十分に減少している) を維持することができていない状況下にあったことを意味する。

欧州委員会は2012年1月、過剰赤字是正期限が2011~12年に設定されているEU加盟国のうち、是正措置が不十分と判断したハンガリー、ベルギー、キプロス、マルタ、ポーランドの5カ国の状況について精査した結果を公表した¹⁴。

欧州委員会は、ハンガリーについて、過剰赤字是正のための持続的でタイム

14 European Commission (IP/12/12)

EUの経済ガバナンスの再構築と欧州統合の行方

表2-3 過剰赤字手続き（EDP）適用の加盟国一覧

EU加盟国	過剰赤字 是正期限	2011年計画（GDPの%）（注）		負債削減の数値ベンチ マークの過渡期限（政府 累積債務の対GDP比 60%超の加盟国のみ）
		一般政府債務	一般政府バランス	
過剰赤字手続き（EDP）不適用の加盟国（4カ国）				
フィンランド		46.7	-1.0	
スウェーデン		37.6	0.9	
ルクセンブルク		18.4	-0.6	
エストニア		5.7	0.8	
過剰赤字手続き（EDP）適用の加盟国（23カ国）				
ハンガリー	2011	73.4	3.6	2014
マルタ	2011	67.8	-3.0	2014
ブルガリア	2011	17.5	-2.5	
イタリア	2012	120.6	-4.0	2015
ベルギー	2012	96.2	-3.6	2015
キプロス	2012	65.3	-6.7	2015
ポーランド	2012	56.7	-5.6	
ラトビア	2012	45.6	-4.2	
リトアニア	2012	39.9	-5.0	
ルーマニア	2012	33.7	-4.9	
ポルトガル	2013	99.4	-5.8	2016
フランス	2013	85.1	-5.8	2016
ドイツ	2013	81.8	-1.3	2016
オーストリア	2013	72.3	-3.4	2016
オランダ	2013	65.0	-4.3	2016
スペイン	2013	64.8	-6.6	2016
デンマーク	2013	46.4	-4.0	
スロバキア	2013	44.4	-5.8	
スロベニア	2013	43.1	-5.7	
チェコ	2013	41.7	-4.1	
ギリシャ	2014	156.9	-8.9	2017
英国	2014/2015	85.2	-9.4	2017
アイルランド	2015	106.1	-10.3	2018

（注） 欧州委員会2011年秋季予測。

（出所） 表2-2と同じ。

リーな対応策が充分にとられていないと判断し、過剰赤字手続きの次の段階に進むことを提案、EU理事会に対して、ハンガリーが財政赤字の対GDP比3%以内を持続的に抑制するための効果的な施策がまったく実施されていないという決定をするように勧告を出した。

この他のベルギー、キプロス、マルタ(以上3カ国はユーロ圏加盟国)、ポーランドの4カ国も2011～2012年の過剰赤字の是正期限を遵守することができない危険性があったが、欧州委員会はこれらの加盟国は、すでに効果的な是正措置を導入しており、今後も予算の動向に対して注意深く監視を続けるとして、過剰赤字手続き段階を進める必要なしとの判断を下した。

この結果、EU理事会はハンガリーが財政赤字の対GDP比3%以下に抑制するための措置をとるべきとした2009年7月の理事会勧告に従わなかったとする、EU運営条約126条8項に基づく決定を採択した¹⁵。

欧州委員会は同126条7項の規定に基づいて新たな理事会勧告を出すこととなるが、ハンガリーはユーロ圏加盟国ではないため、過剰赤字は正手続きに基づく制裁を科すことはできない。ただし、ハンガリーはEU結束基金の受益国であるため、理事会勧告の不履行は、結束基金からの支給停止につながる恐れがある。いずれにしても、新財政協定による財政規律の強化ルールが初めて適用されたケースとなった。

第三章 マクロ経済不均衡の是正

第1節 マクロ経済不均衡にも制裁

新たな財政協定と同時に、ユーロ圏加盟国間の過度のマクロ経済不均衡の是正手続きも2011年12月から施行された。これは、欧州債務危機の直接の原因はユーロ圏財政の極度の悪化によるものだが、より根源的な原因はユーロ圏加盟国間の経済力格差に起因する経常収支や労働コストなどの対外不均衡や、住宅価格や失業率などの対内不均衡があると判断されたためである。

表3-1のようにいくつかの対外不均衡・競争力と対内不均衡の指標を活用した早期警戒システムを導入して、欧州委員会が不均衡の存在の有無を調査したうえで、ユーロ圏加盟国に不均衡があるとみとめられる場合には、当該加盟

15 Council of the European Union (5654/12, PRESSE20)

EUの経済ガバナンスの再構築と欧州統合の行方

表3-1 マクロ経済不均衡の主要指標

項 目	指 標
対外不均衡・競争力	① 経常収支の過去3年間の移動平均値（対GDP比）：基準値は対GDP比-4%～+6% ② 国際投資ネットポジション（対GDP比）：基準値は対GDP比-35% ③ 先進35カ国と比較した物価デフレーター（HICP/CPI）（注1）にもとづく実質実効為替レート変動率（3年間）：基準値はユーロ圏±5%、非ユーロ圏±11% ④ 輸出金額ベースの輸出市場シェアの変動率（5年間）：基準値：-6% ⑤ 名目単位労働コストの変動率（3年間）：基準値はユーロ圏+9%、非ユーロ圏+12%
対 内 不 均 衡	① ユーロスタット（注2）消費デフレーターにもとづく住宅価格の年変化率：基準値は6% ② 民間部門の信用フローの対GDP比：基準値は15% ③ 民間部門負債の対GDP比：基準値は160% ④ 政府部門負債の対GDP比：基準値は60% ⑤ 過去3年間の移動平均失業率：基準値は10%

（注1） Harmonised Index of Consumer Prices/Consumer Price Index

（注2） EU統計局のこと。

（出所） European Commission（MEMO/11/898）などから筆者が作成したもの。

国に対して是正勧告を発出、当該加盟国が是正措置を怠ると最終的に制裁されるものである。

次に、マクロ経済不均衡是正手続きの流れについて段階を追って簡単に説明する。

第1段階の手続きとして欧州委員会が「年次警戒メカニズム報告書」(Alert Mechanism Report) を発表する。第2段階となる詳細調査では、調査対象になるユーロ圏加盟国が明らかにされると、当該加盟国に対する調査が実施されて、実際の不均衡の存在の有無や、それが有害な不均衡であるかどうかについて詳細な分析が行われる。

その後、詳細調査の結果を踏まえて、欧州委員会は第3段階として当該加盟国に不均衡是正の具体策を勧告する。仮にユーロ圏経済全体に深刻な影響を与えかねない場合は「過剰不均衡国」として特定され、さらに勧告違反を繰り返すと最終的に制裁金の支払いが命じられる。

第2節 12カ国で不均衡調査に着手

欧州委員会は2012年2月、EU加盟国のマクロ経済の不均衡の実態を調査するための是正手続きを開始した¹⁶。調査対象国は表3-2のとおり、フランス、英国、イタリアなど12カ国に上る。

現時点で詳細な調査を必要としない加盟国はドイツ、オーストリア、オランダなど11カ国であるが、これらの加盟国に対しては、第I章で述べたヨーロピアン・セメスター制の範囲内における財政・経済政策に関する勧告が行われる。

また、ギリシャ、アイルランド、ポルトガル、ルーマニアの4カ国については、EU、IMFによる条件付き金融支援計画の恩恵を受けてすでに監視が強化されているので、当該詳細調査の対象外となった。

以下では、調査対象国のうち主要8カ国の調査理由を簡単に説明する。

表3-2 不均衡調査対象国

2010年	対外不均衡・競争力					対内不均衡				
	経常収支の過去3年間平均値（対GDP比）	純国際投資ポジション（対GDP比）	実質実効為替相場変動率（3年間）	輸出市場シェアの変動（5年間）	名目単位労働コストの変動率（3年間）	価格修正後の住宅価格の前年比変動率	民間部門の信用フローの対GDP比	民間部門負債の対GDP比	政府部門負債の対GDP比	3年間の平均失業率
基準値	-4 / +6%	-35%	±5% & ±11%	-6%	+9% & +12%	6%	15%	160%	60%	10%
ベルギー	-0.6	77.8	1.3	<u>-15.4</u>	8.5	0.4	13.1	<u>233</u>	<u>96</u>	7.7
ブルガリア	<u>-11.1</u>	<u>-97.7</u>	10.4	15.8	<u>27.8</u>	-11.1	-0.2	<u>169</u>	16	7.5
キプロス	<u>-12.1</u>	<u>-43.4</u>	0.8	<u>-19.4</u>	7.2	-6.6	<u>30.5</u>	<u>289</u>	<u>62</u>	5.1
デンマーク	3.9	10.3	0.9	<u>-15.3</u>	11.0	0.5	5.8	<u>244</u>	43	5.6
フィンランド	2.1	9.9	0.3	<u>-18.7</u>	<u>12.3</u>	<u>6.8</u>	6.8	<u>178</u>	48	7.7
フランス	-1.7	-10.0	-1.4	<u>-19.4</u>	7.2	5.1	2.4	160	<u>82</u>	9.0
イタリア	-2.8	-23.9	-1.0	<u>-19.0</u>	7.8	-1.4	3.6	126	<u>118</u>	7.6
ハンガリー	-2.1	<u>-112.5</u>	-0.5	1.4	3.9	-6.7	-18.7	155	<u>81</u>	9.7
スロベニア	-3.0	<u>-35.7</u>	2.3	-5.9	<u>15.7</u>	0.7	1.8	129	39	5.9
スペイン	<u>-6.5</u>	<u>-89.5</u>	0.6	<u>-11.6</u>	3.3	-3.8	1.4	<u>227</u>	<u>61</u>	<u>16.5</u>
スウェーデン	<u>7.5</u>	-6.7	-2.5	<u>-11.1</u>	6.0	<u>6.3</u>	2.6	<u>237</u>	40	7.6
英国	-2.1	-23.8	<u>-19.7</u>	<u>-24.3</u>	11.3	3.4	3.3	<u>212</u>	<u>80</u>	7.0

(注) 数字のアンダーバーは基準値を超えた数値を示す。

(出所) European Commission (IP/12/132) などから筆者が作成したもの。

〈ベルギー〉

- ① 経常収支バランスの悪化と価格競争力の低下による輸出市場シェアの著しい喪失がみられる。
- ② 民間部門、公的部門の負債はいずれも高い水準である。

〈デンマーク〉

- ① 住宅ブームによる急激な信用拡大と民間部門、特に家計部門の負債増が連動している。
- ② 信用と住宅価格が部分的に調整されてきているが、民間部門の負債は高水準である。

〈スペイン〉

- ① 住宅信用ブーム期の大幅な対外・対内の不均衡の増大は現在、調整段階にある。

〈フランス〉

- ① 貿易収支バランスが漸進的に悪化している。
- ② 経常収支バランスの悪化と輸出市場シェアの大幅な喪失がみられる。

〈イタリア〉

- ① 競争力の大幅な悪化と輸出市場シェアが持続的に喪失している。
- ② 低成長と構造的な弱みから政府部門負債の水準に問題がある。

〈フィンランド〉

- ① 輸出市場シェアの大幅な喪失がみられる。
- ② 住宅信用の大幅な増加による民間部門負債が高水準である。

〈スウェーデン〉

- ① 住宅価格の上昇による高水準の家計部門の負債がなお増加している。

〈英国〉

- ① 輸出市場シェアの大きな喪失がみられる。
- ② 高水準の民間部門負債、特に、家計負債は大幅な住宅価格の上昇に伴う住宅ローン増が原因である。

第IV章 財政条約批准から財政同盟へ向けて

第1節 財政条約の調印と批准

ユーロ崩壊の懸念が高まる中で¹⁷、2011年12月に開催された欧州理事会は

ユーロ圏17カ国を中心に¹⁸財政規律強化のための新たな枠組みとしての「財政協定」(Fiscal Compact)を2012年3月までの署名を目指すことで合意し、協定違反国に対する制裁を自動的に発動することや将来の財政赤字をゼロにする均衡予算の達成・維持を各国憲法や基本法などで義務付けることになった¹⁹。独仏首脳は財政規律強化のためのEU基本条約(リスボン条約)の改定を提案したが、財政主権の制限を懸念する英国のデービッド・キャメロン首相の賛成が最後まで得られず、結局は新たな条約の署名を目指すことになった。

この合意によって、EU(特にユーロ圏)の経済ガバナンスは一層強化される方向性が明確になり、今後は欧州委員会やEU司法裁判所の予算の監視の権限が一層強化されることが予想された。財政規律の強化という自国の主張が通じたメルケル独首相は、当該合意が財政同盟に向けた一歩を踏み出す歴史的なものであることを強調した²⁰。

もっとも、財政同盟への道程はそれほど平坦ではない。ユーロ圏諸国や財政同盟に参加する意思を表明している非ユーロ圏の各国議会が財政主権の制限受け入れを簡単には認めないだろう。さらに、リスボン条約改正に強く反対した英国と独仏などとの亀裂が深まってしまったことも、財政同盟の先行きを一段と不透明にしてしまった。

第2節 ユーロ圏加盟国予算編成に介入

財政規律強化の第2弾が、欧州委員会が2011年11月に提案した2つの法案である²¹。この法案は先に施行された「シックス・パック」²²と称される財政規律の強化に関する6つの規則の内容を強化するものであり、ユーロ圏加盟国、特に過剰な財政赤字を抱えている加盟国、あるいは金融不安に直面しているか、

17 The Economist (26/11/2011)

18 この時点で、英国を除く非ユーロ圏9カ国が新たな財政協定の参加を検討する意思表示をしていた。

19 European Council (09/12/2011)

20 日本経済新聞 (09/12/2011)

21 European Commission (MEMO/11/822)

22 注13を参照のこと。

またはそのリスクがある加盟国、もしくはEUおよびIMFの経済支援計画下にある加盟国の予算手続きの協調と監視を強化するものである。

財政協定で過剰財政赤字の是正対象となっているユーロ圏加盟国は自国の議会に予算案を提出する前に、欧州委員会とユーロ圏財務相会合に予算内容を報告し、必要に応じて予算案の再提出や各国議会で成立した予算の修正が求められる。

これら2つの規則案（規則：Regulation）は、2012年3月の欧州理事会で合意された財政条約の条項に明記されている。

第1の規則はユーロ圏加盟国の予算政策に対する監視の強化に関するものである。この規則によると、ユーロ圏加盟国は毎年同時期に欧州委員会に対して次年度の予算案を提出しなければならない。欧州委員会は各国の予算案を検討し、もし必要があれば勧告を出すか、当該予算案が財政協定の義務要件に著しく違反している場合には修正するよう要請できる。また、予算サイクル²³を通して、「過剰赤字手続き」（EDP）下にあるユーロ圏加盟国に対する一層緊密な監視・報告要件を規定している。

第2の規則は深刻な金融不安に直面しているか、その恐れがあるユーロ圏加盟国に対する経済的・財政的監視の強化に関するものである。深刻な金融不安の脅威に直面しているか、あるいは財政支援計画のもとに財政支援を受けているユーロ圏は明示的なプロセスに従うことがEU法で規定される。欧州委員会は深刻な金融不安に直面しているユーロ圏加盟国が監視の強化の対象になるのかどうかを決定でき、ユーロ圏財務相会合は当該国に財政支援を受けよう勧告することができるというものである。

第3節 財政同盟へ向けて

財政規律の第3弾として2012年3月の欧州理事会で、英国、チェコを除く25カ国首脳が均衡予算を義務付けた「財政条約」に署名し、加盟国議会の承認手続きなどを経て2013年1月からの発効を目指すものである。

欧州理事会（EU首脳会議）の直前になってアイルランドが財政条約批准につ

23 ヨーロピアン・セメスター制により2011年から導入されたEU加盟各国の予算案の事前審査と財政改革の一体的監視と協調のためのサイクル。

いて国民投票を実施することを明らかにしたが、財政条約は全加盟国の批准が必要なEU基本条約(リスボン条約)と異なる政府間協定であるため、同国が批准に失敗してもユーロ圏17カ国のうち12カ国以上が批准すれば発効することができる。

EU25カ国が署名した「経済通貨同盟における安定・調整・統治に関する条約」(TSCG)²⁴は、各国が単年度の財政赤字を対GDP比で0.5%以内に収めるか、均衡もしくは黒字化することを各国の憲法や基本法で明記することとしている。新らた財政条約の概要は表4-1の通りである²⁵。

財政条約の批准を経て、ユーロ圏を中心に「財政同盟」へと一歩向かうことになる。財政条約は2012年10月に発足した欧州安定メカニズム(European Stability Mechanism; ESM)の早期設立を後押しするものとなる²⁶。ただ均衡予

表4-1 財政条約の概要

主要項目	概要
均衡財政	加盟各国の毎年の政府予算は財政赤字が国内総生産(GDP)比で0.5%を超えないか、均衡状態もしくは黒字になっていることが必要である。
憲法での明記	各国は協定発効後1年以内に憲法もしくは同等レベルの国内法にこの均衡財政ルールを明記する。
予算修正	ある加盟国が均衡財政ルールから外れた場合、欧州委員会が定める原則に基づいて修正を求められる。
制裁	ある加盟国が均衡財政ルールの明記などの対応を怠ったとEU司法裁判所がみなせば、GDP比で最高0.1%の制裁金を欧州安定メカニズム(ESM)に支払うよう命じることができる。
例外条項	急激な景気後退など特別な場合には、ある加盟国が均衡財政ルールから一時的に外れることが認められる。
経済ガバナンス	ユーロ首脳会議を少なくとも年2回開催し、議長職を創設する。
発効時期	ユーロ圏17カ国のうち12カ国が批准すれば、条約は2013年1月に発効する。

(出所) European Council (PRESS, 30/01/2012) などから筆者が作成したもの。

24 Treaty on Stability, Coordination and Governance in the Economic and Monetary Union (TSCG)

25 European Council (PRESS, 30/01/2012)

26 南欧支援に反対するドイツの一部与野党議員がESMの設立差し止めを求めてドイツ憲法裁判所に提訴していた。同裁判所は2012年9月、条件付きながら「合憲」の判断を示したため、ヨアヒム・ガウク独大統領はESM設立条約とEMU(経済通貨同盟)における安定・協力・統治に関する条約(TSCG)に署名した。2012年10月にESMは発足したが、TSCGはユーロ圏12カ国が批准を完了した段階で発効することになっており、2013年1月以降となろう。

算に「非常時の出来事が起これば目標を達成しなくても済む」例外条項を設けており、財政規律強化の徹底性の弱点となっている。

財政条約はユーロ圏を含む大部分の加盟国での批准を経て、2013年1月に発効することになる。また、財政条約は前述したように政府間協定のため、EU基本法（リスボン条約）に比べて拘束力が弱く、欧州委員会やEU司法裁判所の権限も限定的なものとなっている。

財政条約には発効後5年以内にEU条約に吸収される義務規定（第16条）が盛り込まれているが、EU条約改正ですべての加盟国の署名と批准が求められる。しかしながら、英国など一部の国での強い反対が予想されるので、現時点での署名と批准の可能性を見通すことは難しい。

財政条約自体は現下の欧州債務危機やユーロ危機を直接解決するものではなく、持続可能な財政を目指す中長期の仕組みである。EUの債務危機やユーロ危機への喫緊の対応策としては、欧州金融安定化基金（European Financial Stability Facility; EFSF）やESMあるいはEU共同債の発行などの金融対策が早急にユーロ圏加盟国間、とくにドイツの支援を得て実施される必要がある。ただ、EUが債務危機対応から持続可能な成長と財政健全化への軌道にいつ時点で乗せることができるのか、先行きがはっきりと見通せないほど厳しい状況下にある。

第V章 喫緊の危機対策の展開

第1節 「財政規律第一」から「成長・雇用創出」へ戦略転換

ここ3年近く、EUの財政規律第一の緊縮策は、「メルコジ」²⁷と呼ばれるメルケル首相とニコラ・サルコジ仏前大統領の強力な「二人三脚」の協力関係を主導にして進められてきたが、サルコジに代わって新たに仏大統領に就任したフランソワ・オランドは、「メルコジ」緊縮路線の変更を求めて、「債務削減と、成長に不可欠な景気刺激策を共に進めるための新協定を提案する」と訴えた。

同大統領の主張は、具体的には、EUの財政規律に関する財政条約（TSCG）の見直しや、緊縮財政の見直し、成長重視、富裕層への課税などのほかには、ユーロ共同債の発行やEUの政策金融機関である欧州投資銀行（European In-

27 メルコジ（Merukoji）はメルケル（Merukel）＋サルコジ（Sarkozy）を合わせた造語。

vestment Bank ; EIB) などEU機関の資金を景気刺激策に活用することである。

独仏間の調整の結果は、2012年6月末の欧州理事会やユーロ圏首脳会議の場でさっそく現われた。緊縮財政に偏っていた危機対策の修正を求めていたオランダ大統領は、メルケル首相に「財政規律第一」から「成長・雇用創出も」へと戦略転換を認めさせる一方、「健全財政や構造改革」の重要性を再三にわたって主張するメルケル首相への配慮から新財政協定の見直しを求めなかった²⁸。

成長・雇用成長戦略の柱となるのが、1,200億ユーロ規模の資金を活用する「成長・雇用協定」である。EIBの100億ユーロ増資によって3年間に最大限600億ユーロの資金支援をして交通インフラ整備や、クリーン・エネルギー分野などに投資するほかに、EUの低所得地域向け補助金である「構造基金」から550億ユーロを活用して中小企業支援や若年層の雇用対策に投入、欧州委員会などが一部を保証する「インフラ事業債」を活用した国境をまたぐ事業に約50億ユーロを投入する²⁹。

成長雇用戦略の規模は、EUのGDPの約1%に過ぎない。今後も停滞するEUの経済成長を刺激して欧州危機を収束に向かわせるためには、さらなる資金の積み増しが必要である³⁰。

第2節 喫緊の財政・金融危機への対応

EUレベルの金融支援³¹については、2010年5月に決定されたユーロ圏諸国に対

28 日本経済新聞 (30/06/2012), 朝日新聞 (30/06/2012), 毎日新聞 (30/06/2012)

29 日本経済新聞 (29/06/2012), 朝日新聞 (29/06/2012), 読売新聞 (29/06/2012)

30 欧州委員会が2012年6月に発表した春季経済見通し (European Economic Forecast Spring 2012) によると、2012年の実質成長率はEU0.0%, ユーロ圏-0.3%, 2013年EU1.3%, ユーロ圏1.0%となっている。また、EU統計局(ユーロスタット)が同年9月に発表した2012年第1・第2四半期の前期比GDP成長率は、それぞれEU0.0%, -0.1%, ユーロ圏0.0%, -0.2%となっている。

31 ユーロ危機に対して、ユーロ圏の各国政府がギリシャなどへの2国間融資による支援のほかに、2013年までの暫定措置として、EU財政を裏付けとするEFSMとユーロ圏各国政府の保証を裏付けとするEFSFとがある。さらにIMFも支援に加わっている。2013年以降の支援についてはEFSFを基礎に常設のESMが2012年10月に発足した。

する危機防止のための制度がある。支援総額は最大7,500億ユーロで、その内訳はIMF（国際通貨基金）から2,500億ユーロ、EUから5,000億ユーロが供出される。

EUの5,000億ユーロの内訳は、欧州金融メカニズム（European Financial Stability Mechanism；EFSM）から最大600億ユーロで、欧州委員会がEU予算を担保にして、債券を発行するか、銀行からの借り入れで資金調達する。

もうひとつが欧州金融安定化基金（EFSF）の4,400億ユーロである。ユーロ圏のみを対象に行う支援制度で、2013年6月末までの時限的な金融安全網である。他方、恒久的な制度として、2012年10月からESM（欧州安定メカニズム）は発足する³²。

これまで、EFSFはギリシャ、アイルランド、ポルトガルに計2,000億ユーロの支援を決めているため、残りは約2,400億ユーロしかない。EFSFとESMを併用する1年間は2つの合計で使える額は計5,000億ユーロに限られる。

しかしながら、経済規模がギリシャなどよりはるかに大きいイタリア（EUのGDPの12.5%）やスペイン（同8.5%）にまで金融支援が必要となると、現在の規模では不足すると、指摘されてきた。このため、2012年3月末のユーロ圏財務相会合で最大8,000億ユーロまで引き上げることで合意したが、8,000億ユーロの内訳は、EFSFでギリシャ、アイルランド、ポルトガル向け使途決定分2,000億ユーロと、EU基金と2国間融資分1,000億ユーロと、ESMの最大5,000億ユーロである。結局、新たに使えるのはESM分の5,000億ユーロだけで、イタリア、スペインの危機を止めるのに十分な規模なのかどうかは不安が残る。

その後にスペインなどへ広がる金融不安に対するESMの資金支援の枠組みに新たな展開があった。ユーロ圏首脳会議が、ESM基金を、スペイン政府などを經由せず、経営不振の銀行に直接、資本注入することを認めたほかに、南欧の国債を厳しい条件を付けて買い取る枠組みで合意した。これまで、ESMによる銀行への直接注入に反対していたドイツのメルケル首相はEU域内の銀行を一元的に監督する組織を作ることを条件に導入を受け入れた。

従来の対応だと銀行救済でもいったん政府が基金から融資を受けて、政府が

32 注26を参照のこと。

銀行の借金返済にも責任を持つ規定であった。今回の合意は、銀行救済と、国家財政の信用不安が連動する「負の連鎖」をひとまず解消されることになる。

EUレベルの金融支援のほかに、スペインなど南欧の信用不安に対応するため、ECBが2012年9月、南欧各国がESMに支援を要請した場合、償還期間1～3年の南欧国債を無制限で買い取る決定をした。マリオ・ドラギECB総裁は「ユーロを防衛するため、あらゆる措置をとる」と強調した³³。この決定を受けて、金融市場ではスペイン国債の利回りが6.0%以下に低下（価格は上昇）しているが、スペイン政府はESMに支援を申請するのかどうか、さらなる財政緊縮策を求められるために慎重な姿勢をとっている。

おわりに

EUが取ってきた短期、中長期の債務・金融・ユーロ危機対策をどう評価するか。常にEUに厳しい批判をする英フィナンシャル・タイムズ紙はその社説で、ECBの南欧国債の条件付きながらも無制限で購入することを決定したこと、ECBの無制限買い入れの目的がECBの権限を侵犯するものでないこと、欧州委員会がユーロの信認回復の前提条件となる銀行監督の一元化案を発表したことに一定の評価をしている³⁴。

もちろん、同紙が厳しくも指摘しているように、これで欧州危機が終息したと宣言するのは時期尚早であろう。今後も経済ガバナンスの強化とEU体制改革への粘り強い、真摯な取り組みが必要である。以下では、そのために今後想定されるいくつかの展開について論じてみることにする。

2012年6月の欧州理事会で、ファンロンパイ欧州理事会常任議長が提案したEU統合の深化とユーロ制度の強化のための工程表が手掛かりとなろう³⁵。2012年10月に中間報告、2012年末には最終報告を公表することで合意している。

EU統合の深化は4つの柱からなる。第1の柱は財政同盟を目指すものであ

33 日本経済新聞 (07/09/2012) (08/09/2012), 朝日新聞 (12/09/2012)

34 Financial Times (14/09/2012)

35 European Council (EUCO120/12, Press296, PR PCE102)。当該報告書はジョゼ・マヌエル・バラオズ欧州委員会委員長、ユーロ圏財務相会合ジャン＝クロード・ユンケル議長、マリオ・ドラギECB総裁と協力して作成された。

る。その骨子は、加盟国予算決定への関与の強化とユーロ共同債の発行である。前者については、すでに財政協定による過剰財政赤字国に対する自動制裁などの財政規律の強化、均衡財政を義務付けた財政条約の施行、ヨーロッパ・セメスター制の導入による各国予算編成に対する介入強化など、財政同盟に向けた進展がみられる。今後最も注目されるのは、ユーロ圏の財政危機の連鎖に歯止めをかける効果を持つ、後者のユーロ共同債の発行が中長期的に実現できるかどうかである。

最大の支援国であるドイツは自国の資金調達コストが上昇することや、南欧の放漫財政につながり、財政規律を強める意欲を削ぎ、モラル・ハザード（倫理の欠如）を引き起こしかねないとする懸念が強く、ユーロ共同債の発行に強く反対しているところから、ドイツの賛成が得られるかどうか最大のハードルである。

第2の柱は、銀行同盟を目指すものである。その骨子は、金融監督、預金保険制度、金融機関の破綻処理制度を一元化する仕組みである。ユーロ圏統一の銀行監督機関を創設し、銀行経営に対する監視を強化するとともに、銀行救済と、国家財政の信用不安が連動する「負の連鎖」を断ち切る狙いがある。

欧州委員会は2012年9月、銀行同盟への一環として、ユーロ圏の銀行を一括して規制する銀行監督一元化案をEU理事会と欧州議会に正式に提案した³⁶。この案によると、ECBが2013年初めから段階的にEU域内にある約6,000のすべての銀行を監督していく権限を付与されることになる。銀行監督の一元化は、ESMがEU各国政府を経由せずに域内の経営不安に陥っている銀行に直接資本を注入するための前提条件とされ、金融危機と財政危機の悪循環が大きく改善されるものと期待される。

第3の柱となるのが、経済同盟である。経済同盟の狙いは域内での経済政策の調整を一段と強化することである。その骨子は、労働力移動や税制の分野である。また、すでに、財政協定に基づき実施されている「安定・収斂プログラム」(SCPs)に加えて、2013年から施行される財政条約(TSCG)によって、より緊密な財政統合と経済統合、およびユーロ圏における経済ガバナンスの強化に向け、大きく前進することが想定できる。

36 European Commission (IP/12/953)

最後の第4の柱が、政治同盟である。EU加盟国議会の連携と欧州議会の権限を共に強化し、経済・財政の共通の政策を決定する民主的な正当性と説明責任を確保することを狙っている。

以上のとおり、今後のEUの経済ガバナンスと制度の改革について想定される展開を取り上げてみた。これまでのEUの対応は、EU基本条約（リスボン条約）の小幅修正か、あるいは財政協定や財政条約（TSCG）のように基本条約の枠外にある政府間協定が根拠であった。しかしながら、今後の展開では、EUに委譲するEU加盟国の主権を増やすために、基本条約の大幅な改正が必要となろう。特に、国家主権の大幅な委譲に強い反発を示す英国など一部の加盟国とどのように妥協を図っていくのか、ファンロンパイ議長の試案が見通しているようにすべての政策が実現するには10年以上かかる時間と激しい議論が想定される。

(以上)

(2012/09/30記)

引用参考文献・資料一覧表

(和文)

- 有田哲文『ユーロ連鎖危機』（朝日新聞出版，2011年，222頁）
- 岩田規久男『ユーロ危機と超円高恐慌』（日本経済新聞出版社，2011年，220頁）
- 嘉治佐保子『ユーロ危機で日本はどうなるのか』（日本経済新聞出版社，2012年，166頁）
- 久保広正・田中友義編著『現代ヨーロッパ経済論』（ミネルヴァ書房，2011年，294頁）
- 白井さゆり『ユーロ・リスク』（日本経済新聞出版社，2011年，203頁）
- 白井さゆり『欧州激震』（日本経済新聞出版社，2010年，332頁）
- 代田純『ユーロと国債デフォルト危機』（税務経理協会，2012年，186頁）
- 田中素香『ユーロ』（岩波書店，2010年，235頁）
- ハンス・ティートマイヤー（村瀬哲司監訳）『ユーロへの挑戦』（京都大学学術出版会，2007年，396頁）
- ブレンダン・ブラウン（田村勝省訳）『ユーロの崩壊』（一灯舎，2012年，343頁）
- デイヴィッド・マーシュ（田村勝省訳）『ユーロ』（一灯舎，2011年，546頁）
- みずほ総合研究所編『ソブリン・クライシス』（日本経済新聞出版社，2010年，240頁）
- ジェトロ・ブリュッセル事務所，欧州ロシアCIS課編「2年目を迎えたヨーロッパ

EUの経済ガバナンスの再構築と欧州統合の行方

ン・セメスターの国別勧告の概要」(『ユーロトレンド』, ジェトロ, No. 111, 2012年9月, 1-19頁)

- ジェトロ・ブリュッセル事務所, 欧州ロシアCIS課編「ヨーロッパ・セメスターの概要と今後のスケジュール」(『ユーロトレンド』, ジェトロ, No. 99, 2011年4月, 1-10頁)
- 高屋定実「欧州金融・経済危機とEU経済ガバナンス」(日本EU学会編『グローバル化とEU統合の再検証』, 日本EU学会年報, 第32号, 2012年6月, 92-114頁)
- 田中友義「収束見えない欧州危機の連鎖」(『公明』, 公明党機関誌委員会, 通巻81号, 2012年9月, 62-67頁)
- 田中友義「欧州経済の再生への挑戦」(『経済学論纂』, 中央大学, 第51巻第1・2合併号, 2011年3月, 91-104頁)
- 日本経済新聞, 朝日新聞, 読売新聞, 毎日新聞

(欧文)

- European Council (The President), *Towards a Genuine Economic and Monetary Union, Report by President of the European Council Herman Van Rompuy* (EUCO120/12, Presse296, PRPCE102, Brussels, 26/06/2012)
- European Council, *Agreement on strengthening fiscal discipline and convergence* (PRESS, Brussels, 30/01/2012)
- European Council, *Statement by the Euro Area Heads of State or Government* (Brussels, 09/12/2011)
- European Council, *Euro Summit Statement* (Brussels, 26/10/2011)
- EU Council (Secretariat), *Strengthening Economic Governance in the EU; Report of the Task Force on economic governance to the European Council* (Brussels, 21/10/2010)
- European Union, *Treaty on Stability, Coordination and Governance in the Economic and Monetary Union* (TSCG) (http://europa.eu/economy_finance/economic_governance) (30/03/2012)
- Council of the European Union, *Council finds Hungary's action on excessive deficit insufficient* (5654/12, PRESSE20, Brussels, 24/01/2012)
- Council of the European Union, *EU economic governance* (16446/11 Press413, Brussels, 08/11/2011)
- European Commission, *Commission proposes new ECB powers for banking supervision as part of a banking union* (IP/12/953, Brussels/Strasbourg, 12/09/2012)

- European Commission, *European Economic Forecast Spring 2012* (European Economy 1/2012, May2012)
- European Commission, *Commission's first Alert Mechanism Report* (IP/12/132, Brussels, 14/02/2012)
- European Commission, *Belgium, Cyprus, Malta and Poland took effective action to correct deficit while Hungary's measures are insufficient* (IP/12/12, Brussels, 11/01/2012)
- European Commission, *EU Economic Governance "Six-Pack" enters into force* (MEMO/11/898, Brussels, 12/12/2011)
- European Commission, *New action for growth, governance and stability* (IP/11/1381, Brussels, 23/11/2011)
- European Commission, *Economic governance, Commission proposes two new Regulations to further strengthen budgetary surveillance in the euro area* (MEMO/11/822, Brussels, 23/11/2011)
- European Commission, *EU economic governance, the Commission delivers a comprehensive package of legislative measures* (IP/10/1199, Brussels, 29/09/2010)
- The Economist
- Financial Times